

Go レミット規約集（個人用）

Go レミット共通規定（個人用）

Go レミット海外送金取引規定（個人用）

付 新生銀行「Go レミット新生海外送金サービスご利用のお客さまの個人情報のお取扱いについて」

付 反社会的勢力ではないことの表明・確約

Go レミット共通規定（個人用）

本規定は、個人のお客さまによる当行の Go レミットサービス（以下「個人用サービス」といいます。）への申込、個人用サービスの利用等にかかる共通事項について定めるものです。

1. 定義

本規定において用いる次の各用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。

- 「**支払指図**」：お客さまの委託に基づき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。
- 「**支払銀行**」：受取人の預金口座への送金資金の入金を行う金融機関をいいます。
- 「**関係銀行**」：支払銀行および送金のため以下のことを行う当行の本店または他の金融機関をいいます。
 - a. 支払指図の仲介
 - b. 銀行間における送金資金の決済

2. Go レミットサービス（個人用サービス）

個人用サービスは、次の取引・サービスからなります。

「**Go レミット新生海外送金サービス**」： 当行がお客さまの指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座（以下「受取口座」といいます。）に一定額の入金を行うための、「Go レミット海外送金取引規定（個人用）」に定める海外送金取引（以下「海外送金取引」といいます。）および海外送金取引に附帯するサービスをいいます。

3. ご利用いただける方

個人用サービスをご利用いただける方は、日本国内に居住される個人のお客さま（ただし、当行が別途提供する Go レミットサービス（ビジネス用サービス）の適用を受けることを当行が特に認めた個人事業主のお客さまを除くものとし、以下「個人のお客さま」または「お客さま」といいます。）に限らせていただきます。なお、当行では未成年のお客さまおよび成年後見人による個人用サービスのご利用は受け付けておりません。

4. 申込み

- 個人のお客さまによる個人用サービスの申込みにあたっては、ご本人が申込書に必要事項を記入し、印鑑または署名をお届けのうえ当行所定の本人確認書類を添付して提出してください。
- 当行は前項に基づく申込みおよび登録申請の内容ならびに本人確認書類について法令等に基づく事項について確認・審査を行い、当行が不適当と認めた場合にはお断りする場合があります。当行が承諾を行う場合は、その認めた範囲内の結果について、前項の個人のお客さまに対し、当行所定の方法により通知します。

5. 本人確認書類

当行が必要と認めるときは、本人確認書類の再提出を求めることがあります。この場合、第 4 条の申込時に提出いただいた本人確認書類と別の本人確認書類の提出をお願いする場合があります。また、本人確認書類の提出に応じていただけない場合、以後の個人用サービスのご利用をお断りする場合があります。

6. 反社会的勢力との取引拒絶

個人用サービスのお申込みおよびご利用は第 8 条第（5）項各号のいずれにも該当しない場合にのみできるものとし、第 8 条第（5）項各号の一にでも該当する場合には、当行は個人用サービスのお申込みおよびご利用をお断りするものとします。

7. 個人情報の取り扱い

当行は当行が定める「Go レミット新生海外送金サービスご利用のお客さまの個人情報のお取り扱いについて」に従ってお客さまの個人情報を取り扱うほか、次の各項に従い個人情報を取り扱います。

- 当行は、海外送金取引の実行のために、日本および関係各国の法律、勸告、習慣、海外送金取引に用いられる伝達手段における要件等に従って、申込書（その後の変更・追加にかかる書面を含みます。）に記載された情報または依頼人を特定できる情報を関係銀行からの求めに応じて伝達する場合があります。
- 海外送金取引の実行のために、お客さまに関する個人情報を次の目的で内部手続き上使用する場合があります。
 - ① マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止法などの適用法令の順守
 - ② 犯罪およびテロ行為との闘い

また、政府機関、規制当局、その他当行が上記目的のために合理的に必要であると考える者に対して開示する場合があります。

8. 解約・サービス停止

- お客さまが 2 年以上海外送金取引をご利用にならなかった場合その他当行が適当と判断したときは、当行はお客さまによる個人用サービスの使用を停止し、またはお客さまに通知することにより個人用サービスを解約できるものとします。
- 本人確認事項に疑義が生じた場合、当行は個人用サービスまたは海外送金取引を保留または停止することがあります。
- 2 年以上個人用サービスをご利用にならなかった場合には、自動的に使用停止扱いとなります。この場合において、お客さまが個人用サービスのご利用を再開する場合には、再度個人用サービスのお申込みが必要になります。
- お客さまが個人用サービスを解約する場合には、当行所定の方法で申し出てください。
- 前各項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行は、お客さまによる個人用サービスの使用を停止し、またはお客さまに通知することにより個人用サービスを解約することができるものとします。尚、かかる使用停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、かかる使用停止または解約により当行に損害が生じたときは、お客さまの負担とさせていただきます。尚、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を、届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① お客さまが個人用サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② お客さまが第 12 条に違反した場合
 - ③ お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊技能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ④ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A) 暴力的な要求行為
 - B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E) その他前各号に準ずる行為
 - ⑤ 個人用サービスを申し込んだ申込定義人が存在しないことが明らかになった場合または申込定義人の意思によらずに申込みされたことが明らかになった場合
 - ⑥ 個人用サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

9. 届出・登録事項の変更

- お客さまの登録・届出事項に変更があった場合は、直ちに、当行所定の方法により当行に届出ください。
- 当行が個人用サービスについてお客さまに通知・照会をする場合には、個人用サービスに関して登録・届出済みの住所・電話番号等を連絡先とします。お客さまが前項の届出を怠ったため、または連絡先の記載の不備または電話の不通等により、当行がお客さまから最後に届出のあった氏名、住所または電話番号等宛に通知または照会した場合には、当行がお客さまに通知・照会することができず、または通知・照会が遅れたとしても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- 受取口座の登録事項に変更があった場合は、直ちに、当行所定の方法により当行に届出ください。この届出による変更についても、当行の確認・審査と承諾が必要です。

10. 営業日

当行は、土曜、日曜、日本における祝祭日、12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日を非営業日とし、これらを除いた日を個人用サービスの営業日と定めます。

11. 免責事項

- 下記の損失または損害に対して当行は責任を負いません。
 - ① お申込みの内容が不完全、あるいは不正確であったため発生するもの
 - ② 関係銀行で正当とされた受取人が正当でなかったため発生するもの
 - ③ 不可抗力、法令による制限、政府あるいは裁判所等の公的機関等の措置等により発生する費用等当行ないしその代理人、他の金融機関の管理がおよばない何らかの事態から発生するもの
 - ④ 関係銀行もしくは指定銀行の所在地の習慣に従って送金を取り扱った結果生じた損害、または関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
 - ⑤ 災害・事変・戦争、輸送途中の事故等やむをえない事由により生じた損害
 - ⑥ 当行が相応の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
 - ⑦ 第 8 条各号の取扱いによって生じた誤送金、送金遅延や為替差損その他一切の損害
 - ⑧ お客さまと受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
 - ⑨ その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害
- 諸届その他書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしましたうは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた事故については、当行はいささい責任を負いません。

12. 譲渡・買入れの禁止

本規定による取引に基づく契約者の権利は、譲渡・買入れその他一切の処分をすること、または第三者に利用させることはできません。

13. 適用法令

個人用サービスに関する当行との取引・サービスには、日本の法律、諸規定（金融および為替管理などに関する政省令、行政指導を含みます）を適用します。当行との取引・サービスに関し、本規定に定めのない事項については、当行の規定、規則、手続き慣例などすべて当行の定めるところによるものとします。また、当行は、法令、裁判手続きその他の法的手続きまたは規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

14. 合意管轄

個人用サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

15. 規定の変更

本規定の内容は、法令の改正その他の理由に基づき変更する場合があります。その場合は、当行ウェブサイトへの掲示その他適切な方法によってお客さまに周知いたします。

16. 英訳の扱い

個人用サービスに関する日本語による諸申込書、諸請求書、諸届けその他書類等について、英語による併記または英訳文がお客さまに提示されることがありますが、それらの英語および英文はすべて参考のための便宜にとどまり、日本語による用語および文が正規のもので、日本語による記載内容と英語による記載内容が相違する場合は、常に日本語によるものが優先されます。

以上
(2017年4月3日現在)

Go レミット海外送金取引規定（個人用）

本規定は、当行の個人用サービスのお客さまが Go レミット新生海外送金サービス（以下「海外送金サービス」といいます。）を利用する場合の当行の取扱いについて定めるものです。

1. 定義：

本規定において用いる次の各用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。これらの他、本規定において用いる用語については、文脈上別意に解すべき場合および本規定において別段の定義がなされている場合を除き、「Go レミット共通規定（個人用）」における定義に従います。

「**海外送金用口座**」：当行が三井住友銀行その他当行が指定する銀行（以下「指定銀行」といいます。）に有する口座内の海外送金用口座であり、当行が、お客さまが海外送金サービスにおいて送金資金等（ただし、円貨に限ります。）を入金するための専用口座として、その口座番号（以下「B-Link 番号」といいます。）をお客さまに通知したものをいいます。なお、海外送金用口座は、お客さまが当行または指定銀行に開設する預金口座ではありません。

「**海外送金取引**」：海外送金サービスを利用したお客さまの委託に基づき、当行がお客さまの指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること（口座振替）をいいます。

「**関係銀行手数料**」：関係銀行に対して支払手数料をいいます。

2. 登録・審査および海外送金用口座の指定

- 当行所定の方法によって、海外送金サービスによる送金の受取通貨（ただし、当行が海外送金サービスを提供する対象通貨に限るものとし、以下「受取通貨」といいます。）、受取口座（ただし、当行が当該受取通貨について海外送金サービスを提供する国または地域に所在する口座に限るものとし、以下「受取口座」といいます。）、送金の限度額（第3条第7項に定める限度額をいいます。以下本条において同じ。）、受取人情報および送金目的その他当行所定の事項の登録を申請していただきます。
- 当行は前項に基づく登録申請内容について法令等に基づく事項について確認・審査を行い、当行が不適当と認めた場合にはお断りする場合があります。当行が承諾を行う場合は、その認めた範囲内の結果について、個人のお客さまに対し、当行所定の方法により通知します。この場合、当行は、お客さま専用の海外送金用口座を受取口座および受取通貨ごとに指定し、その B-Link 番号と、当行が受取口座および受取通貨ごとに指定する BIC コードを併せて通知します。
- 受取口座および受取通貨の変更・追加につきましては当行所定の様式・方法によりご依頼ください。またこの場合にも当行は法令等に基づく事項について確認・審査を行いますので、当行が不適当と認めた場合には受取口座および受取通貨の変更・追加のお申込みをお断りする場合があります。

3. 海外送金取引

- 個人のお客さまがお客さま専用の海外送金用口座に入金した場合には、入金された資金について海外送金取引の依頼があったものとみなし、当該資金は、当該海外送金用口座の B-Link 番号についてあらかじめ指定された内容による海外送金取引を行うため自動引き落としされるものとします（ただし、当行が特に認めた場合に限り、当行所定の方法により受取口座および受取通貨その他当行所定の事項を指定して海外送金取引を依頼のうえ、当行所定の時期までに、当行が別途指定した海外送金用口座に入金する方法により、個人のお客さまによる海外送金取引の依頼を受け付ける場合があります。）。なお、お客さまが当該指定された内容による海外送金取引の意思なく、誤って海外送金用口座に入金した場合であっても、当行は、お客さまの意思を確認することなく、当該資金を自動引き落としのうえ、当該指定された内容による海外送金取引のための処理を行います。この場合、当行の責めに帰すべき場合を除き、お客さまの誤入金および誤送金によって生じた損害・費用等はお客さまの負担とし、当行はかかる損害・費用等について何ら責任を負いません。
- 当行は当行が指定した海外送金用口座にお客さまが送金資金等（ただし、円貨に限ります。）を入金した場合のみ海外送金取引を受け付けるものとし、海外送金用口座への振込等についての責任を負うものではありません。また、かかる振込等はお客さま本人がお客さま名義で行ってください。当行において、振込等がお客さま名義で行われたことを確認できない場合、当行は、お客さまに対して本人確認書類の提示等を求め、または送金を行わない場合があります。かかる振込等のお手続きは日本国内でのみ行ってください。お客さまが日本を出国されている事実が確認された場合、当行はお客さまによる海外送金サービスの使用を停止します。
- 毎営業日午後 3 時までに海外送金用口座への入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取扱いとさせていただきます（この場合、取扱日当日の午前 10 時以降に当行が設定した外国為替レート（TTS）を適用いたします）。ただし、円貨を受取通貨とする送金に関しましては営業日当日の午前中に入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。本項の規定にかかわらず、マネーロンダリング、テロリストによる資金調達および金融犯罪防止ならびに外国為替及び外国貿易法等に関する義務を順守するために、翌営業日以降にまで処理が遅れる場合があります（本条第（2）項、第（4）項、第（5）項、第（6）項および「Go レミット共通規定（個人用）」第 8 条第（2）項をご参照ください。）。
- 送金の目的等に照らして許可等が必要とされる場合は、当行の単独の裁量により、そのような品目、物質またはサービスを取引する許可等を証明する書面の提出または提示を要請する場合があります。また、賭博関連、所在国当局への未登録または未許可の電子マネーや両替業者等への支払であると当行で判断した場合、海外送金取引の受付はいたしません。
- 関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、もしくはそのおそれがあるとき、経済制裁（資産凍結等）の対象国・地域・個人・団体および当行が適当でないとして判断した国または地域および受取人等へ向けた送金であるとき、または送金が犯罪に係るものであるなど相当の事由があるときは、海外送金取引の受付はいたしません。また当行が海外送金取引の受付を行った場合でも当行または関係銀行の判断により送金を行わない場合があります。
- 海外送金取引の実行に際して、マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止に関連する法令ならびに外国為替関連法規を順守するために、送金資金の源泉を確認できる書類の提示を求め、海外送金サービスの使用を停止し、または海外送金サービスを解約した上で送金資金を当行所定の手続により返金することがあります。
- 個人のお客さまについて、1 回あたりの送金の限度額および当行が別途定める所定の期間の合計送金の限度額は、それぞれ当行所定の金額の範囲内かつ当該個人のお客さまが申請した金額（もしあれば）の範囲内とし、限度額を超える送金資金を海外送金用口座に入金された場合には、当行は、当該海外送金取引の実行をせず、お客さまにすみやかに通知します。ただし、この場合において、当行所定の期間内に当行所定の事項を確認できた場合には、当該海外送金取引を実行する場合があります。限度額を超える送金を希望される場合には、限度額変更のため、当行所定の申込みを行ってください。当行がかかる申込みを相当と認めた場合には、その認めた範囲内でお客さまの限度額を変更します。なお、当行は、マネーロンダリングおよびテロ資金調達防止に関連する法令ならびに外国為替関連法規を順守するため、限度額を当行所定の基準により引き下げることがあります。
- 当行は、関係銀行等、送金経路、送金手段および支払指図の伝達手段を自由に選択することができるものとします。
- 当行は、FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）の「テロ資金供与に関する特別勧告」に基づきテロ資金対策として電信送金依頼者のトレースを可能とするため、支払指図上に次の情報を付記いたします。
①送金依頼を行ったお客さまの名前 ②送金依頼を行ったお客さまにかかる当行所定の番号 ③送金依頼を行ったお客さまの住所

- 当行は一定の金額を超える送金について所管の税務署へ報告書を提出する場合があります。
- 本条各項の規定により送金が行われなかった場合に、当行が送金資金を有し、または関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、当行所定の方法により返却しますので、当行所定の手続を行ってください。この場合、送金資金および返戻金には利息を付さないものとし、返金に要する費用はお客さまの負担とします。また、送金資金および返戻金を他の通貨に交換のうえ返金する場合に適用する為替レートは、当行の計算実行時における所定の為替レートとします。
- 外国送金特有の複雑さや、相手国の事情等から到着が遅延する場合も考えられますので、時間的に余裕を見込んでお申し込みくださるようお願いいたします。また、外国送金は外国の事情、慣習その事由から送金の取扱・銀行の責任等について国内送金と異なる点がありますのでご留意ください。
- 本条各項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行の責めに帰すべき場合を除きます。

4. 取引内容の確認および照会

- 当行は、当行所定の「Advice of Transfer」（送金結果通知）を送金のたびに差し上げますが、一定期間ごとの明細書等は差し上げておりません。
- 海外送金取引の依頼を行ったお客さまは、海外送金取引の依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、海外送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当行がホームページ等に掲載する電話番号まで照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果をお客さまに報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出その他必要な書類の提出または情報の提供を求めることもあります。
- 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、海外送金取引の依頼内容について海外送金取引の依頼を行ったお客さまに照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができなことが判明した場合には、当行は海外送金取引の依頼を行ったお客さまにすみやかに通知します。この場合当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、第 3 条第（11）項に定める手続に準じて返金します。

5. B-Link 番号、BIC コードの管理

当行は、海外送金サービスの依頼者がお客さまと同一であることの確認にあたって、海外送金用口座への振込等の名義、B-Link 番号および BIC コードを用いることがあります。した

がって、B-Link 番号および BIC コードはお客様の責任において厳重に管理するものとし、他人に教えたり、紛失・盗難にあうことがないよう十分に注意してください。

6. 海外送金の依頼内容の変更、取り消し

- (1) 海外送金取引の依頼内容を変更する場合は、原則として次項に定める取り消しの手続をとっていただくとともに、必要に応じて受取口座および受取通貨を変更・追加したうえで、改めて海外送金取引をご依頼ください。なお、軽微な受取人情報の変更等で、例外的に当行が承諾した場合は、依頼内容の変更を受け付けることがあります。この場合は、当行所定の様式・方法により変更をご依頼ください。
- (2) 海外送金用口座への入金後に送金の取り消しを行う場合は、当行にお申し出いただくとともに、当行所定の様式・方法によりご依頼ください。
- (3) 依頼内容の変更および送金の取り消しに関して当行、関係銀行および支払銀行で発生した費用はすべてお客様の負担とさせていただきます。また、関係銀行による拒絶、法令による制限、政府あるいは裁判所等の公的機関等の措置等により、その取扱いができない場合があります。取り消しの手続きを行う場合、払い戻しの日程は保証しかねます。海外送金取引実行後の照会、内容変更、取り消しに際して生じた諸費用（関係銀行および支払銀行における諸費用を含む）を後日お客様に請求することがあります。

7. 適用相場

外貨建てで送金を行う場合の為替レートは当行がその営業日の午前 10 時に降に設定したものが適用されます。また、市場における為替レートの変動が不安定な場合、当行が適切と判断したときは最初の設定と異なる為替レートを使用できるものとします。

8. 手数料

- (1) 海外送金サービスのご利用にあたって、当行所定の送金手数料および円貨為替取扱手数料（円貨を受取通貨とする送金の場合）をいただきますので、送金資金に加えてかかる手数料を海外送金用口座にご入金ください。なお、このほかに、関係銀行手数料など、海外送金取引に関して他に発生する手数料等は、お客様の負担とさせていただきます。送金資金から差し引かれることがあります。なお、これらに加えて、海外送金取引に関して当行が適用する為替レートには、当行所定の為替手数料が含まれています。
- (2) 依頼内容の変更・取り消しの場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用が送金資金から差し引かれることがあります。

9. 免責事項

当行は、指定銀行の所在地の習慣に従って送金を取り扱った結果生じた損害、または指定銀行の責に帰すべき事由により生じた損害について責任を負いません。

10. 規定の準用

本規定に定めのない事項のうち、ご利用いただける方、申込み、本人確認書類、反社会的勢力との取引拒絶、個人情報の取り扱い、解約・サービス停止、届出・登録事項の変更、営業日、免責事項、譲渡・質入れの禁止、適用法令、合意管轄、規定の変更、英訳の扱いなど個人用サービス共通の取扱いについては、当行の「Go レミット共通規定（個人用）」により取扱います。

以上
(2017 年 4 月 3 日現在)

新生銀行「Go レミット新生海外送金サービスご利用のお客様の個人情報のお取扱いについて」

新生銀行では、Go レミット新生海外送金サービスをご利用のお客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」という。）について、下記のとおりお取扱いいたしますので、ご確認ください。また、併せて、新生銀行の「個人情報保護の基本方針」および「金融商品勧誘方針」を新生銀行ホームページでご確認いただければ幸いです。

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律 57 号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に基づき、Go レミット新生海外送金サービスに関して収集した個人情報等を、下記業務に關し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、個人番号については、法令で定められた利用目的に限り利用いたします。また、当行は、ご本人さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、お客様に各種アンケート等へ回答していただく場合は、アンケートの集計のためのみ利用するなど取得の場面に適し、利用目的を限定するよう努めます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- その他当行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

I. 個人情報の利用目的

個人情報等のうち個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 契約（当行とお客様との間の契約および当行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。）や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、当行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

II. 個人番号の利用目的

個人情報等のうち個人番号および個人番号を含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客様に係る以下の個人番号関係事務のため

- 金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務
- 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- 生命保険契約等に関する法定書類作成事務
- 損害保険契約等に関する法定書類作成事務
- 信託取引に関する法定書類作成事務
- 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- 財形制度等の運用に関する事務
- 教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
- 結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
- 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
- 租税条約に関する届出書の受付事務

2. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため

- 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- 不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務
- 非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務

3. その他法令上許容される範囲で当行に関連する業務に利用するため

4. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要範囲に限定して利用いたします。

機微（センシティブ）情報について

銀行法施行規則等により、機微（センシティブ）情報（人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報）は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

以上
(2015 年 12 月現在)

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私/当社は、現在および将来、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これら

に準じる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当せず、次の①の A～E に該当しないことを表明・確約し、自らまたは第三者を利用して②の A～E に該当する行為をしないことを確約します。私/当社は、この表明・確約に違反し、またはこれらに関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、海外送金サービスの使用を停止され、または通知により海外送金サービスを解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いさゝ私/当社の責任として新生銀行に請求せず、新生銀行に損害が生じたときは、その損害額を支払います。

- ① A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて新生銀行の信用を毀損し、または新生銀行の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為

以上
(2013 年 3 月現在)